

収第21号様式(その2)

過 誤 納 金 債 権 譲 渡 通 知 書

年 月 日

福島県 地方振興局長

(譲渡人)住 所(所在地)

氏 名(法人名)

代表者

電話番号( ) -

印

私(当社)の下記過誤納金債権を 年 月 日、下記の者(譲受人)に譲渡しましたので通知します。

また、県税の未納があり、下記過誤納金債権の全部又は一部がその未納に充当された場合、下記の者(譲受人)に未納について説明することを承諾します。

譲受人	フリガナ			
	住所(所在地)			
	フリガナ	郵便番号	電話番号	
	氏名(法人名)	( ) -		

過誤納金内訳	年 度	期 別	科 目	登 録 番 号	車 台 番 号	過 誤 納 金 納 付 発 生 年 月 日	納 付 すべき 額	納 付 済 額	差 引 過 誤 納 金	譲 渡 金 額

発 生 事 由 (該当事項を○で囲んでください。) 1 抹消 2 二重納付 3 納め過ぎ

摘 要

- (注) 1 過誤納金が発生した月の末日までに、管轄の地方振興局県税部に提出してください。  
 ただし、月末に抹消したのものについては翌月5日までに提出してください(必着)。  
 また、二重納付したものについては、納付した日から一週間以内に管轄の地方振興局県税部に  
 必着するよう提出してください。(期限を過ぎると納税義務者へ還付されます。)
- 2 譲渡人欄は、必ず譲渡人が自署・押印してください。  
 印は実印とし、印鑑登録証明書(写しでも可)を必ず添付してください。
- 3 口座振込を希望される場合は、譲受人の振込先を記入してください。
- 4 抹消による還付の場合は、登録識別情報等通知書(写し)を添付してください。
- 5 譲渡人に県税の未納がある場合、過誤納金はその未納に充当され、還付されないことがありますので  
 ご注意ください。
- 6 上記「過誤納金内訳」欄に記載の自動車税の賦課期日(課税年度の4月1日)と申請時で住所地、姓が  
 異なる場合は、住民票、戸籍抄本等の、旧住所(旧姓)から現住所(現姓)のつながりが確認できる書類  
 (写しでも可)を添付してください。

振込先	銀行・金庫	本店・本所
	組合・農協	支店・支所
	普通・当座・その他 口座番号	
口座名義(カナ)		